

黒潮町人権施策推進基本方針(第三次改定)

～すべての人の人権が尊重される、人権文化の町づくりをめざして～

2026(令和8)年4月

黒潮町

はじめに

黒潮町では、2020（令和2）年4月に「黒潮町人権施策推進基本方針（第二次改定）」を策定し、住民に身近な11の人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認等）を掲げ、その解決に向けて、人権教育や人権啓発のさまざまな取組を行ってまいりました。

しかし、現実社会には、上記11の人権課題に加え、アイヌの人々や刑を終えて出所した人など、依然として多くの人権問題が存在しています。さらに、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、顧客等からのカスタマー・ハラスメントなどハラスメント等の事案が多数発生しています。

人権侵害の解消を目的に2020（令和2）年4月に策定した「黒潮町人権施策推進基本方針（第二次改定）」を、2023（令和5）年12月に行った「黒潮町人権問題に関する住民意識調査」の結果を反映した、第三次改定を行うことにいたしました。

黒潮町は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせて、あらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばなりません。

この基本方針では「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念として、人権施策の推進方針や、身近で重要な課題への取組、そして、国、県、市町村の連携や、行政とNPO、各種団体との協働、さらには町民に期待される役割などを明らかにしております。

今後は、この方針に基づき、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現に取り組むこととなります。皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりになりましたが「黒潮町人権施策推進基本方針（第二次改定）」の改正にあたり、その基礎資料となりました「黒潮町人権問題に関する住民意識調査」にご回答いただきました多くの町民の皆さま方に厚くお礼を申し上げます。

2026（令和8）年4月

黒潮町長 大西 勝也

黒潮町人権施策推進基本方針（第三次改定）目次

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景

1. 人権をめぐる社会の動向	1
2. 黒潮町の状況	3

第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方

1. 基本方針の性格	7
2. 基本方針のめざすもの	7
3. 基本方針の見直し	7

第3章 人権施策の推進方針

1. 人権教育・啓発の推進	8
2. 人権擁護	11

第4章 個別事項（身近な人権課題ごとの推進方針）

1. 同和問題（部落差別の問題）について	13
2. 女性の人権について	14
3. 子どもの人権について	15
4. 高齢者の人権について	17
5. 障がい者の人権について	18
6. 感染症等病気にかかわる人権について	19
7. 外国人の人権について	21
8. 犯罪被害者等の人権について	22
9. インターネットによる人権侵害について	23
10. 災害時における人権について	25
11. LGBTQ（性的指向・性自認）の人権について	26
12. さまざまな人権課題について	27

第5章 推進体制

1. 町の推進体制	29
2. 関係行政機関との連携	30
3. NPO、各種団体との協働	30
4. 町民に期待される役割	30

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景

1. 人権をめぐる社会の動向

20世紀における急速な科学の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦では、かつてない規模で人々の生活を破壊しつつ、その中で行われた大量虐殺や特定の民族への迫害など想像を絶する人権侵害がありました。その反省から、人権の保障が世界平和の基礎であり、国際社会全体で取り組むべき課題であるという考え方が主流となりました。

このようなことから国際連合は、1948（昭和23）年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択し「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。

その後も国際連合では「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等、人権保障のための条約が採択されたほか「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定めるなど、それぞれの課題を解決するための取組が進められています。

しかし、そのような取組にもかかわらず、人種、民族、宗教等に起因する地域紛争が多発して、人権が侵害される状況が続いてきたことを深刻に受け止め、1993（平成5）年の世界人権会議では、世界中で人権教育を推進することの重要性が提唱されました。さらに翌1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年～2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動が進められることになりました。これは、人権関係諸条約を真に実効性のあるものに高めるための国際プランといえるものでした。

この10年間における取組のフォロー・アップとして、2005（平成17）年からは「人権教育のための世界計画」の取組が進められ、2011（平成23）年には、国連人権理事会が企業活動における人権尊重の指針となる「ビジネスと人権に関する指導原案」を採択し、2015（平成27）年9月には国連総会で、2030年までの国際目標である、すべての人々の人権が尊重される社会などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

国内においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法のもとで「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を批准・加入するとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。

そのような状況のもと、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申に基づき、1969（昭和44）年から、同和問題解決に向けての特別対策や同和教育が進められてきましたが、1996（平成8）年に地域改善対策協議会が「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」についての意見具申を行いました。この意見具申では、地域改善対策事業を特別事業から一般事業へ移行して、教育、就労など、なお残された課題について、工夫しながら着実に実施していくとともに、依然として存在する差別意識の解消を図るため、これま

での同和教育や啓発の成果とその手法を踏まえ、すべての基本的人権を尊重していくための人権教育や人権啓発を再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえながら、積極的に推進していくという方向づけが行われました。

また、人権尊重の国際的な潮流を受けて、1996（平成8）年「人権擁護施策推進法」が制定されるなど、人種に関する国内法の整備などが行われる一方で、前年の1995（平成7）年には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されています。そして、1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育を推進していくうえで解決すべき重要課題（女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者等・刑を終えて出所した人）をあげて、その具体的な解決について言及しています。

これらの経過を踏まえて、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権尊重の理念を社会に浸透させるため、国、地方公共団体、国民の責務を明確にしました。さらに、この法律に基づき、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が、2025（令和7）年6月には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が公表されました。

このような状況の中、文部科学省は2004（平成16）年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次取りまとめ）」を明らかにしました。これは、文部科学省が、人権教育に関して初めて本格的な方針を示したもので、学校教育においては、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実が求められました。その後、2005（平成17）年に（第二次取りまとめ）、2008（平成20）年に（第三次取りまとめ）を公表しています。2016（平成28）年には、4月に障がいを理由とする差別の禁止や行政機関や事業者等に障がい者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、同年6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由とする不当な差別的言動を禁止し、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、同年12月には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が相次いで施行されました。

さらに、2019（令和元）年に、アイヌの人々に対する差別の禁止等を求めた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年10月には「ビジネスと人権に関する行動計画（2020～2025）」が策定され、国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

2021（令和3）年2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けないよう、国と地方公共団体は啓発活動などを行っていくことが規定され、2023（令和5）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する

る法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないことなどが明記されました。

高知県では、1995（平成7）年、高知県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998（平成10）年4月には「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。

この条例においては、その前文で7つの身近な人権課題（同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・HIV感染者等・外国人）を例示しており、依然として人権侵害が存在することに言及している。本文では人権尊重の社会実現のために、県、市町村、県民の責務を明らかにするとともに、本県における人権施策の基本方針の策定及び人権の実態について定期的な公表などを規定しています。

また、1998（平成10）年7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画が策定され「高知県人権尊重の社会づくり条例」と同様に県民に身近な7つの人権課題を例示し、それぞれの項目について、本県の実態を踏まえた人権教育・啓発のあり方、企業や県民に期待する取組などを具体的に示しました。2000（平成12）年には、県民の人権意識の高揚を図るための指針として「高知県人権施策基本方針」が策定され、2019（平成31）年3月に第2次改定を、2024（令和6）年には第3次改定を行いました。

さらに2021（令和3）年7月には「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」を制定し、新型コロナウイルス感染症に罹患していることなどを理由とした差別や誹謗中傷等の行為を禁止するほか、2024（令和6）年4月、障がいを理由とする差別の解消に向けて「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を施行しました。

2. 黒潮町の状況

旧大方町では、1974（昭和49）年に「部落完全解放の町」を宣言し、1995（平成7）年に「人権宣言に関する決議」を採択しています。一方、旧佐賀町では、1995（平成7）年に「人権擁護の町」を宣言してきました。両町とも同和対策審議会答申に基づき、町の振興計画に同和問題の解決を行政の重点施策として掲げ、同和問題を中心に、あらゆる人権課題の解決をめざして取り組んできました。

そして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効と、2006（平成18）年3月の黒潮町誕生を機会に、旧大方町と旧佐賀町の人権行政（同和行政）の総括を行い、2007（平成19）年4月には黒潮町人権施策推進基本方針を策定するとともに、2014（平成26）年9月には「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」の制定と「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」を設置しました。

さらに黒潮町の人権行政の基礎資料とすることを目的として「人権問題に関する住民意識調査」を、直近では2023（令和5）年に「黒潮町人権問題に関する住民意識調査」を実施しました。

その結果、人権全般にわたっては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、エイズ患者・HIV感染者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認等の身近な人権課題について、それぞれの成果と課題が明らかになっています。

年表一覧

【国際】

年	事 項
1948 (昭和 23)	世界人権宣言
1965 (昭和 40)	人種差別撤廃条約
1966 (昭和 41)	国際人権規約
1975 (昭和 50)	国際婦人年
1979 (昭和 54)	国際児童年
1981 (昭和 56)	国際障害者年
1989 (平成元)	児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)
1993 (平成 5)	世界人権会議
1994 (平成 6)	人権教育のための国連 10 年行動計画
2004 (平成 16)	人権教育のための世界計画
2015 (平成 27)	持続可能な開発目標 (SDGs)

【国内】

年	事 項
1965 (昭和 40)	同和対策審議会答申
1969 (昭和 44)	同和対策事業特別措置法
1987 (昭和 62)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1995 (平成 7)	人権教育のための国連 10 年推進本部
1996 (平成 8)	地域改善対策協議会
1996 (平成 8)	人権擁護施策推進法
1997 (平成 9)	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画
2000 (平成 12)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002 (平成 14)	人権教育・啓発に関する基本計画
2002 (平成 14)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 失効
2004 (平成 16)	人権教育の指導方法等の在り方について (第一次取りまとめ)
2016 (平成 28)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
2016 (平成 28)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
2016 (平成 28)	部落差別の解消の推進に関する法律
2019 (令和元)	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
2020 (令和 2)	ビジネスと人権に関する行動計画 (2020~2025)
2021 (令和 3)	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
2023 (令和 5)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
2025 (令和 7)	人権教育・啓発に関する基本計画 (第二次)

【高知県】

年	事 項
1995（平成 7）	人権宣言に関する決議
1998（平成 10）	高知県人権尊重の社会づくり条例
1998（平成 10）	「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画
2000（平成 12）	高知県人権施策基本方針
2014（平成 26）	高知県人権施策基本方針 第 1 次改定
2019（平成 31）	高知県人権施策基本方針 第 2 次改定
2021（令和 3）	高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例
2024（令和 6）	高知県人権施策基本方針 第 3 次改定
2024（令和 6）	障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例

【黒潮町】

年	事 項
1974（昭和 49）	「部落完全解放の町」宣言-大方町
1995（平成 7）	人権宣言に関する決議-大方町
1995（平成 7）	「人権擁護の町」宣言-佐賀町
2006（平成 18）	黒潮町誕生
2007（平成 19）	黒潮町人権施策推進基本方針
2014（平成 26）	黒潮町人権尊重のまちづくり条例
2014（平成 26）	黒潮町人権尊重のまちづくり協議会
2020（令和 2）	黒潮町人権施策推進基本方針（第二次改定）

第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方

1. 基本方針の性格

この基本方針は「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念に、人権教育・啓発や人権擁護を推進するため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものです。

なお、それぞれの実施施策については、町の長期計画や各分野の個別計画及び各年度の予算の中で具現化することとし、人権施策の推進にあたっては次の性格を持っています。

- (1) 町が進める人権施策の基本的な考え方を示すものであり、町民自らが、人権尊重の社会づくりの担い手であるという認識のもとに、国や県、市町村、関係団体、NPO等が協働して、人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権意識の高揚や人権擁護にかかる取組を進めていくための基本的な考え方を示すものです。
- (2) 他のさまざまな施策に関する計画や方針の策定にあたって、準拠すべき基本指針としての性格を有するもので、町が推進するあらゆる行政の分野で、人権尊重の理念を浸透させていくものです。
- (3) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (4) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育・啓発について、研修などの取組を促すものです。

2. 基本方針のめざすもの

この基本方針では、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現をめざします。そのために、すべての人が自分らしく生き、平等に参加でき、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、ともに生きていく「人権文化の町づくり」を推進します。

【キーワード】

「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる町づくり」

【ポイント】

- 一人ひとりが尊重される町
- 互いに認め合って共に生きることのできる町

3. 基本方針の見直し

この基本方針については、人権問題を取り巻く社会情勢の変化や、新たに発生するあらゆる人権に関する課題の解消への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与するため「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」による「黒潮町人権問題に関する住民意識調査」の結果などを参考に、人権施策の推進に関する重要事項の調査協議を経た意見をもとに、必要に応じ見直しを行います。

第3章 人権施策の推進方針

1. 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めるためには、人権の意義や重要性が知識として身につくよう啓発を行うことはもちろんのこと、日常生活の中で人権の配慮が行動や態度に現れるよう、家庭や学校、地域社会、職場等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。特に、人権感覚は一朝一夕に身につくものではないことから、さまざまな人権問題や命の大切さについて、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、長期的視野を持った学習活動を進めます。

① 就学前における人権教育（保育）の推進

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要であることを考慮して、保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切にすることを育てる」保育をさらに推進します。

そのためにも、保育所の職員は、遊びを中心とする生活の場で、乳幼児が自分の感情を大切にし、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育み、一人ひとりの子どもの発達段階とその特性を十分に把握し家庭や地域社会と連携を密にしながら、あらゆる場を通じて人権問題についての正しい理解と認識を深めるよう研鑽に努めます。

② 学校における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体を通じて、児童生徒がさまざまな人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付けることができるよう、人権尊重の意識を高めていくことが大切であり、人権教育は単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培うことが必要です。

しかし、現在、学校等で子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

そのためには、人権感覚を磨き、一人ひとりの実践力を高めることが重要であり、子どもの発達段階に応じた人権学習の推進やフィールドワーク、高齢者や障がい者、外国人等との交流等、学校におけるさまざまな体験学習の充実に努めます。

また、人権教育の推進にあたっては、その担い手である教職員の資質の向上が不可欠であることから、教職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修の充実に努め、学習プログラムや研修手法の研究等、学校現場における人権教育を推進します。

③ 家庭、地域における人権教育・啓発の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、家族のふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。

しかし、社会構造や生活スタイル等の変化に伴い、家庭における養育力や教育力に格差が現れ、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、子どもの養育放棄など、近年、さまざまな人権問題が依然として解決されてい

ません。

このような家庭の教育力の格差を補っていくために、さまざまな機会をとらえて、子育てや高齢者介護に関する学習機会の確保や情報提供を行うほか、子育てや家事などを固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が協力して行えるような意識づくりを進めます。

また、人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。

家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学んでいけるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣や学習プログラムの研究、指導者の養成など、さまざまな人権問題の理解を深めるための学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付けることができるように、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図り、社会教育における指導体制の充実に努めます。

④ 職場における人権教育・啓発の推進

最近では、企業も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考え方から、企業の社会的責任や社会貢献が重要視されています。日本社会において重要な課題である人権に関しても、企業は無関心ではられません。また、企業活動のグローバル化・ボーダレス化にともない、個々の文化の違いや人権の国際的基準に関する理解も重要となってきています。

このような状況の中で、企業やその他の事業所においても、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、職場での嫌がらせ、性別等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客等の人権に配慮した対応が必要となっています。

また、障がい者の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用、外国人の就業についての改善や、職場における男女共同参画社会の実現をめざすことが求められており、町では、人権啓発研修への講師派遣や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を行っていきます。

⑤ 町民参加型の効果的な教育・啓発活動の推進

町民一人ひとりが傍観者の立場ではなく、人権学習の主体であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができるよう、効果的な教育・啓発活動を進めます。そのためにも、これまでの活動実績が豊富で、多くの町民が自主的に参加をしている黒潮町人権教育研究協議会の活動を支援しながら、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、県、関係団体、NPO等民間団体、企業等とも連携・協働して啓発活動を行うとともに、身近な地域の実情に沿った啓発を推進し、人権教育・啓発活動の手法についての調査・研究活動を積極的に行っていきます。

また「人権まつり」や「解放まつり」、「人権作品展」など、子どもから高齢者まで誰でも参加可能な体験型学習を推進します。

⑥ 継続的な情報発信の推進

町民に対し、継続的な情報発信を行うために、広報及び黒潮町ホームページの効果的な活用を図ります。

また、人権問題の学習教材や人権に関する情報の収集を行うとともに、町民が親しみやすい啓発冊子の作成を行い、人権に対する正しい知識の普及に努めます。

⑦ 情報リテラシー、情報モラル教育の推進

町内の児童生徒が全員タブレット型コンピュータを所有する中、スマートフォン等の所持率も急速に高まり、長時間の使用による生活習慣の乱れや、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を介したいじめや犯罪・人権侵害が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しています。そのため、各学校においてタブレットの利用制限を行い、情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりに努めます。

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権尊重の社会づくりを推進していくためには、町民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨くことが重要であり、あらゆる場を通じた人権教育を推進していくこととしています。

とりわけ、公務員、教職員、消防職員、保健、医療、福祉関係者は、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、その職務の性質上、常に人権への高い意識と配慮することが求められています。これらの特定の職業に従事する者への人権教育・啓発は、これまでも各機関や各職場において、継続的に実施されてきましたが、社会情勢の変化や多様化する人権課題に的確に対応するため教育内容の充実を図り、今後も人権尊重の理念がより深く浸透するよう効果的な人権教育・啓発を積極的に支援します。

特に、町職員は町内における人権教育・啓発の先導的役割を担っており、各種研修会に積極的に参加するとともに、全職員対象の人権研修を毎年実施いたします。さらに、黒潮町における人権課題の認識を深めるために、新規転入した教職員及び新規採用町職員を対象にした研修会も定期的に実施します。

重点的な取組

①町職員

- 年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、長期間研修を受けない者がいないよう計画的な職員研修を進めます。
- ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れるとともに、現代的課題をテーマとした研修を充実させ、人権感覚の高揚を図ります。
- 各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。
- 個人情報保護や情報発信時の人権配慮など、行政における新たな人権リスクに対応する教育を強化します。

②教職員

- 「黒潮町人権教育研究協議会」との連携・協力のもと、各学校・保育所の教職員一人ひとりの人権意識向上を目標にするとともに「黒潮町人権問題に関する意識調査」によって得られた客観的指標をもとに企画された研修を計画的に実施します。
- 各学校・保育所における研修の充実を図るために、人権に関する情報提供を積極的に行います。

○差別の現実から学ぶことを基本に、研修内容と方法の工夫・改善を図り「黒潮町人権教育推進計画」をもとに「いじめ」、「不登校」、「虐待」など、早期の段階で認知することができるよう研修を充実させます。

(3) 指導者等人材育成の推進

町民が日常生活の中で、人権に配慮した行動がとれるよう人権意識を高めていくためには、身近な学習の場において、さまざまな人との交流やふれあいを通して、人権教育に広く参加できる環境を整えるとともに、人権教育・啓発に携わる指導者の養成が重要となります。このため、指導者育成をめざした「人権教育推進講座」を行い、各地域や各職場からの積極的な参加が得られるように努めます。

2. 人権擁護

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵害事件に対する法的救済は、国の専管事項ではありますが、町としては、人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談や解決のための助言など、町が実施可能な支援体制の整備を進めます。

(1) 人権救済・保護システムの充実

人権侵害を受けた被害者への救済については、国の人権擁護推進審議会において、人権が侵害された場合に、迅速かつ簡易な方法で救済ができるよう、新たな人権救済制度の創設が答申され、2002（平成14）年3月に人権擁護法案が国会に提出されましたが、廃案となっており、人権救済制度の確立が大きな課題となっています。人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であり、早期の制度創設と適切な運用を国に要望します。

また、人権侵害事象の発見または訴え、告発があった場合には、黒潮町人権施策推進委員会を開催し、同委員会が人権侵害事象であると認識した場合は、関係機関と連携しながら、被害者へのケア及び加害者への啓発を行うとともに、再発防止施策の検討を行います。

(2) 人権擁護委員の活動支援

人権擁護委員は、地域住民の日常生活に接しながら、地域住民からの人権相談に応じ、問題解決を支援すること、法務局と連携して人権侵害の被害者を救済すること、そして人権思想の普及・高揚のための啓発活動を行うことを目的に、市町村長の推薦を受けて、法務大臣が委嘱しています。

本町においても、関係機関との連携のもと、地域に根ざした啓発活動や相談活動を積極的に行うなど、人権教育・啓発の担い手として大きな役割を果たしています。

近年、社会環境の変化に伴い、新たな人権課題への対応や専門的な知識が求められており、町では、人権擁護委員が行う資質向上のための研修や人権啓発活動、相談活動について支援いたします。

(3) 人権相談の充実・強化

町民からの多様な相談に対応するために、人権課題ごとの相談窓口を明確にし、専門的な相談機関への紹介やその後のフォローアップを行うなど、町民からの人権相談が円滑に行われるよう努めます。

(4) 権利擁護への取組の推進

介護保険制度や障害者総合支援法は、多くの福祉サービスが、自らサービスを選択し契約を結んで利用する仕組みであり、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者など、判

断能力に不安のある方にも、福祉サービスの利用を保障していくことが課題となっています。また、悪徳商法や詐欺的取引の被害者になることも懸念されております。そのために、相談支援活動を充実させる等、すべての人が安心して生活できるよう、権利擁護への取組を推進します。

また、成年後見制度は、自己決定の尊重と本人の保護の調和を図ることを基本理念として2000（平成12）年に施行された制度ですが、家庭裁判所が制度の相談窓口であるため、身近な相談窓口となりにくいこともあって、制度への理解や利用は十分に進んでいません。最近、弁護士会や社会福祉士、司法書士会などの関係団体が、この制度の利用についての相談活動を行い、徐々にその周知が進められてきましたが、今後とも、円滑かつ適切な成年後見制度の利用が進められるよう、関係機関とともに啓発活動を進めます。

第4章 個別事項（身近な人権課題ごとの推進方針）

日本社会の中には、さまざまな人権課題が存在しますが、人権問題を取り巻く社会環境の変化の中で、さらに新たな人権課題も生まれています。それらの中でも、身近な人権課題として、高知県人権施策基本方針で明らかにされている11の課題についての推進方針を次のとおりといたします。

1. 同和問題（部落差別の問題）について

（1）現状と課題

日本固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。1965（昭和40）年の同和对策審議会答申以来、旧大方町と旧佐賀町においては、その理念のもとに同和問題の解決のために積極的に取り組んできました。その結果、住環境整備や産業振興等の主要なハード事業は、いくつかの課題を残しつつも概ね完了し、一定の成果を収めることができました。

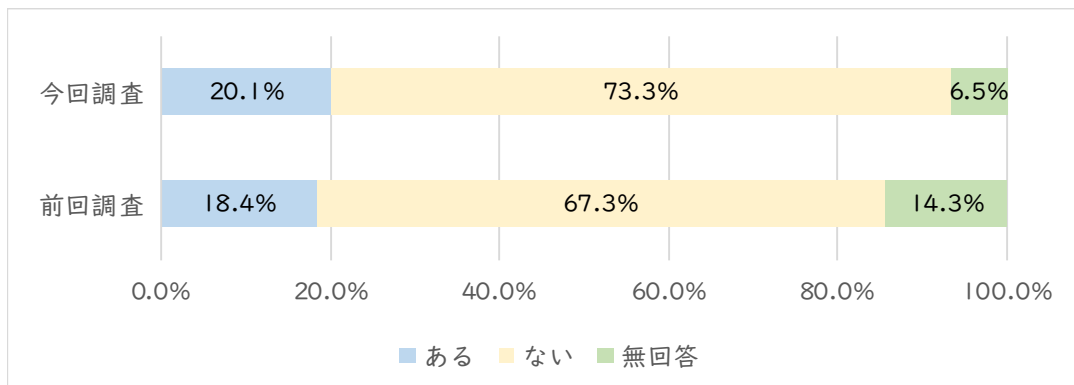
しかし、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については、着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。

2023（令和5）年12月に実施した「黒潮町人権問題に関する住民意識調査」（以下「2023年人権住民意識調査」という。）によると「同和地区や同和地区の人ということに気がしたり、意識したりすることがありますか。」という問いに「ある」と回答した人の割合は20.1%にのぼり前回調査の18.4%と比べても、依然として高い割合を占めており、今なお多くの課題が残されています。また「ある」と回答した方に「どのようなときに気がしたり、意識することがありますか」と問うと「結婚するとき」の割合が49.6%と最も多く、次いで「仕事上でかわりを持つとき」31.7%「同じ職場で働くとき」30.9%となっており、どのように意識するかという面はありますが、心理的差別が解消されているとはいいがたい状況がうかがえます。

この心理的差別の解消をめざし、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえて、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら、教育・啓発を中心に同和問題の解決をめざしていくことが必要です。

また、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに「相談体制の充実」「教育及び啓発」に取り組んでいきます。

図1 同和地区や同和地区の人ということに気がしたり、意識したりすることがありますか。【全体】



(2) 推進方針

国は、1996（平成8）年の地域改善対策協議会意見具申を受け、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、人権教育・啓発の事業として再構築して推進するとしています。町においても、一般対策の中での同和行政の柱を、町民に対する「教育・啓発」と位置づけ、すべての町民が、家庭や地域、職場等あらゆる日常生活の中で、自ら積極的に「差別をなくす」という人権意識・人権感覚を育ていけるよう、また、その感性があらゆる差別の解消につなげていけるよう、教育・啓発の充実に努めます。

○「同和問題の解決は行政の責務であり、町民一人ひとりの課題である。」という認識の醸成を図ります。

○我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源等について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育・啓発を推進します。

○地域間の交流を積極的に展開し、差別の解消を図ります。

○町民館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業、生活等の実態調査を総合的に実施します。

2. 女性の人権について

(1) 現状と課題

法律や制度面からの整備は着実に進んでいるが、固定的な性別役割分担意識や意見・発言の軽視、雇用の場における格差、女性に対する暴力など、いまだに広く女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

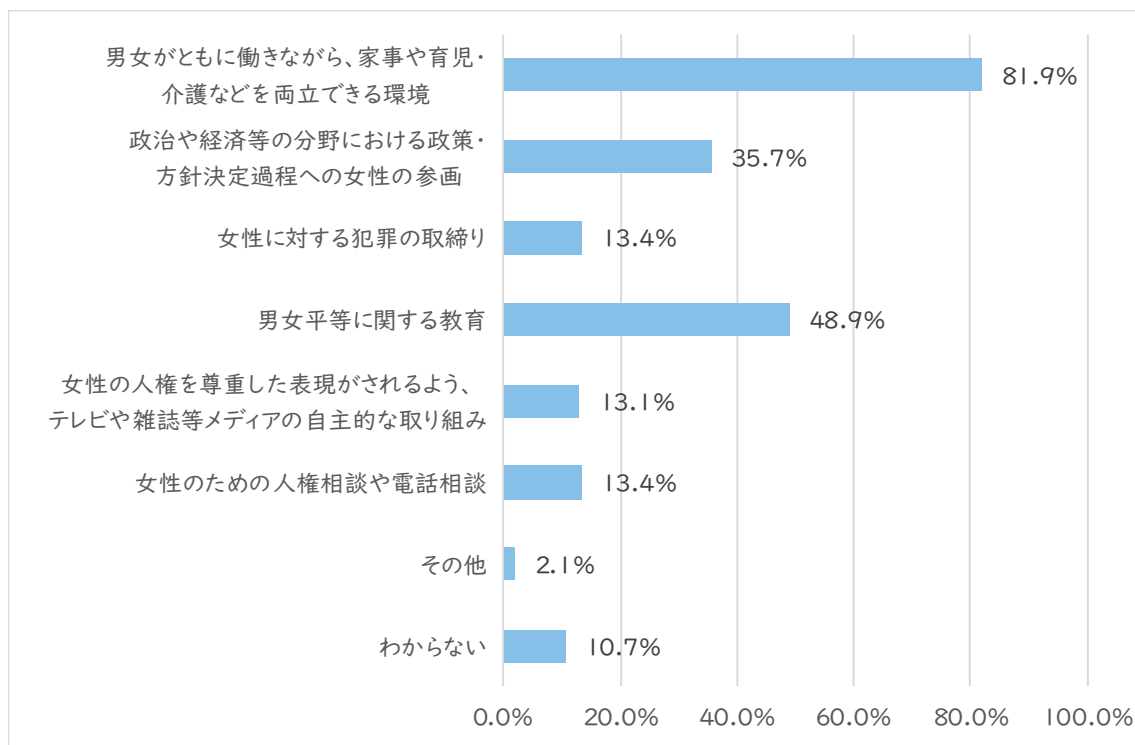
「2023年人権住民意識調査」によると「女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。【○は3つ以内】」との問いに「男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が81.9%と最も多く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」48.9%「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」35.7%となっています。

さらに「男女がともに仕事と家庭を両立できる社会をめざすためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。【○は3つ以内】」との問いには「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が79.0%と最も多く、次いで「子育て・介護等のサポート体制を充実する」64.4%「長時間労働の削減」33.2%と続いています。

このように、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備し、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加、参画を一層促進するなど実質的な男女共同参画の実現のために、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引続き重要となっています。

図2 女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図ります。

○第3次黒潮町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に努めます。

○両性の尊厳・平等をめざす教育・啓発を推進します。

○女性への差別の解消に向けた普及・啓発活動を行います。

- ・雇用の場における実質的な男女平等
- ・家庭生活や地域社会への男女共同参画
- ・政策、方針決定への参画を推進
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

3. 子どもの人権について

(1) 現状と課題

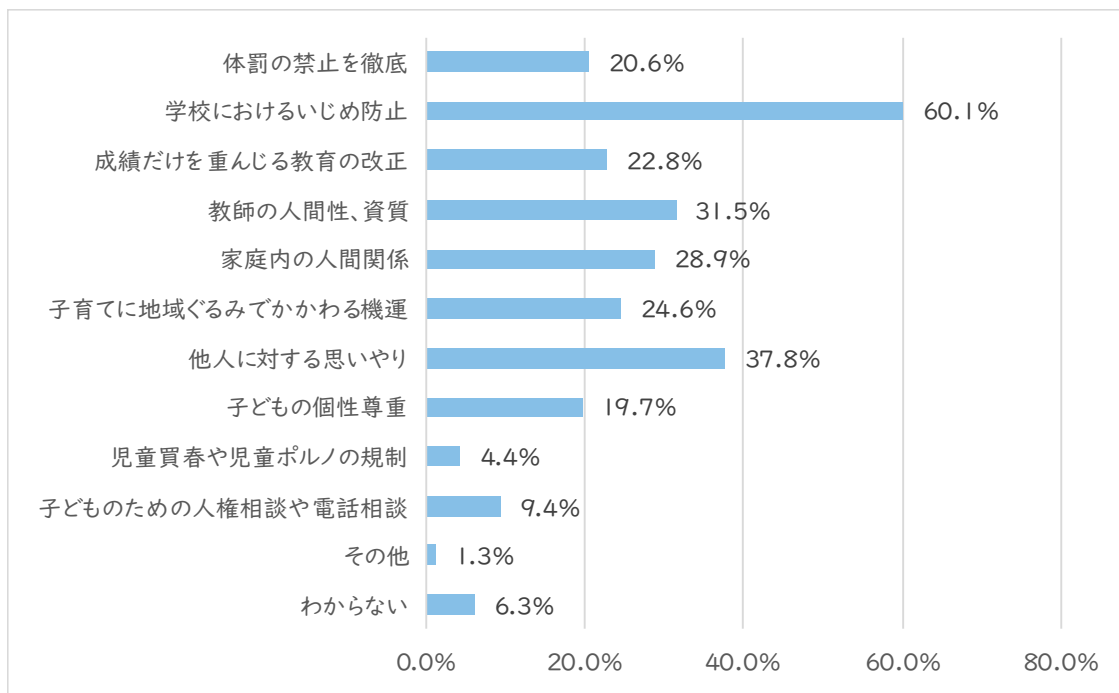
現在、社会構造や生活スタイル等の変化に伴い、家庭の教育力に格差が生じたり、地域の教育力が低下してきているといわれています。このような社会環境の変化が大きな影響をもたらし、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や青少年の非行問題、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況になっており、全国の中では、命に関わる重大な事件も多く発生しています。

「2023年人権住民意識調査」によると「子どもの人権を守るためにどのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」の問いに「学校におけるいじめ防止の取組を強化する」の割合が60.1%と最も多く、次いで「他人に対する思いやりを教える」37.8%

「教師の人間性、資質を高める」31.5%という結果となっています。また「近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いを持った場合）、どうしますか。【一つに〇】」との問いには「福祉事務所や役場などに通報する」の割合が29.9%と最も多く、次いで「児童相談所に通報する」12.8%、「民生委員・児童委員に通報する」12.4%、「子どもの通っている保育所、学校に通報する」が同じく12.4%となっています。

子どもがいじめ、虐待などの人権侵害を受けた場合に対する、行政や教育機関への期待は大きく、家庭や学校、地域の中で子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりが必要です。

図3 子どもの人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方針

地域社会全体で子どもの育つ環境づくりを推進し、子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図ります。

○子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発を行います。

○子どものコミュニケーション能力を高めるとともに、個性や人権を尊重した教育を推進します。

○学校と地域が連携し、地域社会における生活体験や自然体験プログラムを充実し、さまざまな職業・生き方・考え方にふれる機会を増やします。

○子どもの居場所づくりや学び直しができる環境を整え、差別やいじめに気づき、このことを許さない心と他人に対しての思いやりの心が育つ活動を推進します。

○教育相談所を充実し、子どもの健全な育成を図るために、家庭生活、学校生活における相談事業の充実を図ります。

○児童虐待の防止対策を充実させます。

4. 高齢者の人権について

(1) 現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上になる2040年には、高齢化率が33.9%になると見込まれており、その対策が大きな課題となっています。

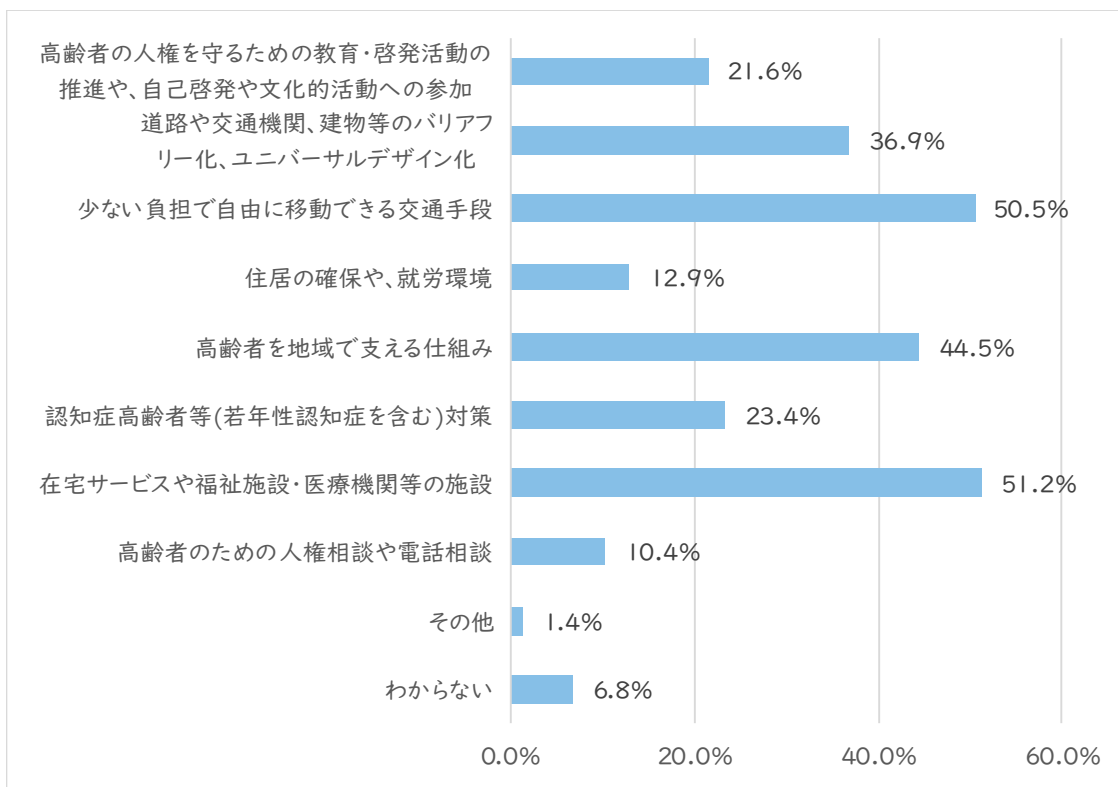
しかしながら、本町では、2025（令和7）年に65歳以上の人口が既に47.7%となっており、全国でも高齢化率の高い自治体となっています。しかも、これからも高齢者人口は増加の一途が見込まれています。

「2023年人権住民意識調査」によると「高齢者の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに「在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設を充実する」の割合が51.2%と最も多く、次いで「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」50.5%「高齢者を地域で支える仕組みの整備」44.5%となっています。また、「歳をとったら子どもの言うことを聞くべきだ」との問いには「どちらかといえばそう思う」が32.1%と最も多いですが「どちらかといえばそう思わない」29.1%「そう思わない」26.0%の割合を足すと55.1%と半数を超えています。

今後、高齢者が自立し、健康で安心と生きがいを持って暮らすために、就労機会の確保や在宅サービス、福祉施設・医療機関等の施設の充実、少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備することなどが必要となっています。

また、高齢化に伴い、介護の必要な高齢者はますます増加すると予想され、介護する家族の負担や、認知症の高齢者が受ける人権侵害なども高齢者を取り巻く社会の大きな問題です。

図4 高齢者の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方針

「黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念の「お互いさまのところで彩る 笑顔あふれるまちづくり」に基づいた保健福祉サービスを推進するとともに、高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活をしていける社会の実現を図ります。

また、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の雇用の場の拡充と社会参加の充実に努めます。

○高齢者に対する理解の促進を図ります。

- ・加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- ・財産管理や権利擁護などの福祉サービスの周知

○高齢者の社会参加の促進を行います。

- ・経験や知識を活用し、世代を超えた交流やふれあいの機会の充実
- ・雇用や社会参加の充実

5. 障がい者の人権について

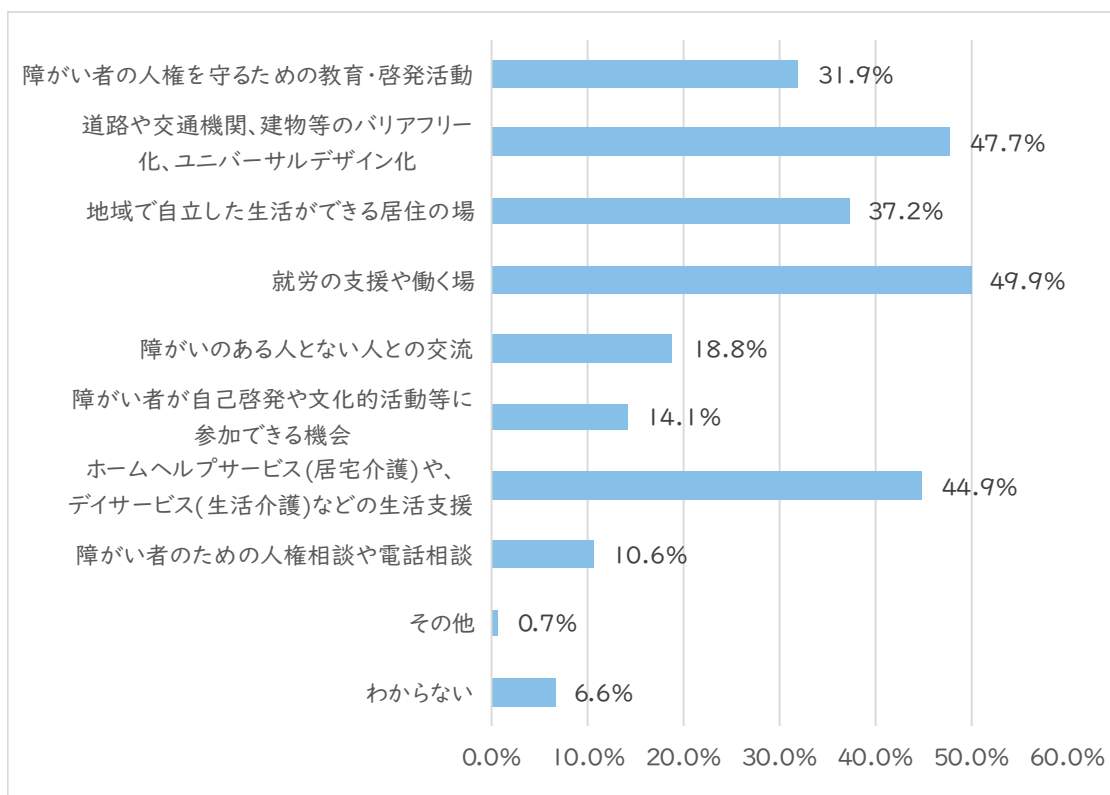
(1) 現状と課題

障がいのある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験など）などが問題となります。

「2023年人権住民意識調査」によると「障がい者の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに「就労の支援や働く場の確保を促す」の割合が49.9%と最も多く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する」47.7%、「ホームヘルプサービス(居宅介護)や、デイサービス(生活介護)などの生活支援を推進する」44.9%となっています。

国は、2016（平成28）年4月に、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障がいのある人の人権が尊重されるための法整備が進められています。

図5 障がい者の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方法

「黒潮町障がい者計画」「黒潮町障がい福祉計画」「黒潮町障がい児福祉計画」の基本理念「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」に基づき、障がいのある人もない人も、地域でともに支えあい生活できる社会の実現を図ります。

障がいのある人の就労や職場における環境について配慮を行うよう啓発を行います。また、障がいに対する理解が十分でない人たちの差別的な言動や行動により障がいのある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることのないよう啓発を行い、相談の窓口を開設していきます。

○障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

- ・障がいのある人との交流や多様な参加の場の確保
- ・財産管理や権利擁護などの周知

○障がいのある人の社会参加の支援を行います。

- ・「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ・相談支援体制の充実

6. 感染症等病気にかかわる人の人権について

(1) 現状と課題

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症、新型インフルエンザ等に対する誤った認識

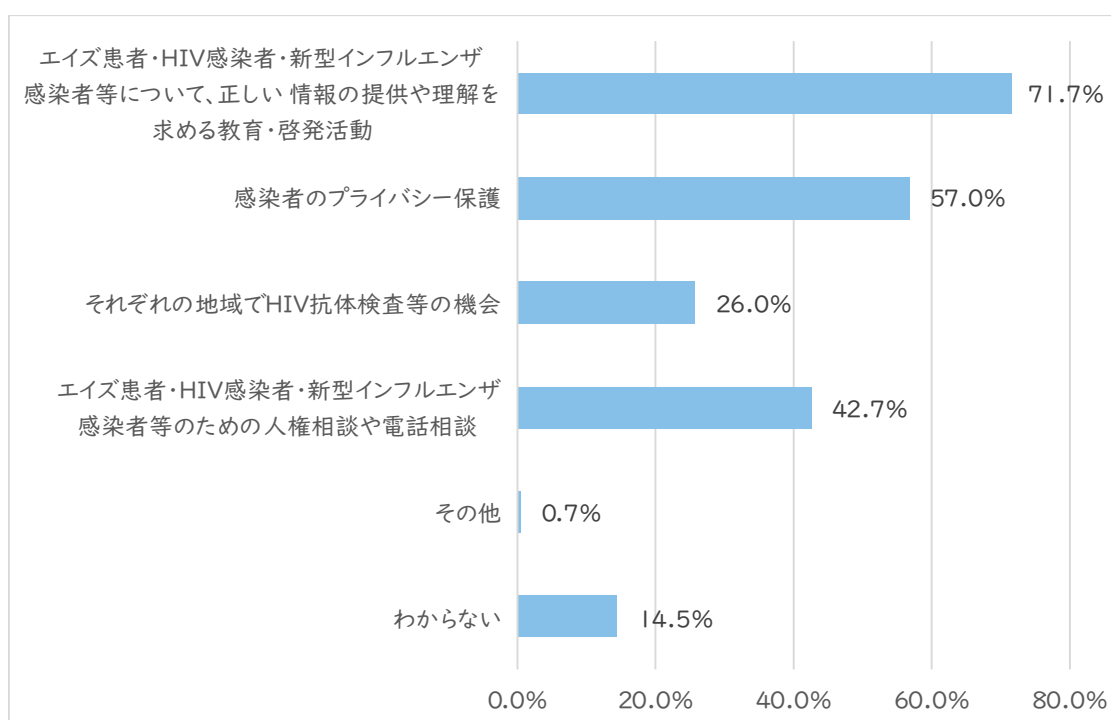
や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

このうち、ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った認識が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

「2023年人権住民意識調査」によると「エイズ患者・HIV感染者・新型インフルエンザ感染者等の人権を守るためにはどのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに「エイズ患者・HIV感染者・新型インフルエンザ感染者等について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する」の割合が71.7%と最も多く、次いで「感染者のプライバシー保護を徹底する」57.0%「エイズ患者・HIV感染者・新型インフルエンザ感染者等のための人権相談や電話相談を充実する」42.7%と続いています。同じく「ハンセン病元患者等の人権を守るために、どのような事が大切だと思いますか。【〇は3つまで】」の問いにも「ハンセン病について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する」の割合が69.4%と最も多く、社会においてエイズ患者・HIV感染者・新型インフルエンザ感染者等に関する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しており、感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、感染症に対する正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが多く見られる状態です。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者の権利を守るための取組を進める必要があります。

図6 エイズ患者・HIV感染者・新型インフルエンザ感染者等の人権を守るためにはどのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方法

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療と生活ができる社会の実現を図ります。

○感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供を行います。

○ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動を行います。

○新たな感染症患者等のための支援体制を充実します。

7. 外国人の人権について

(1) 現状と課題

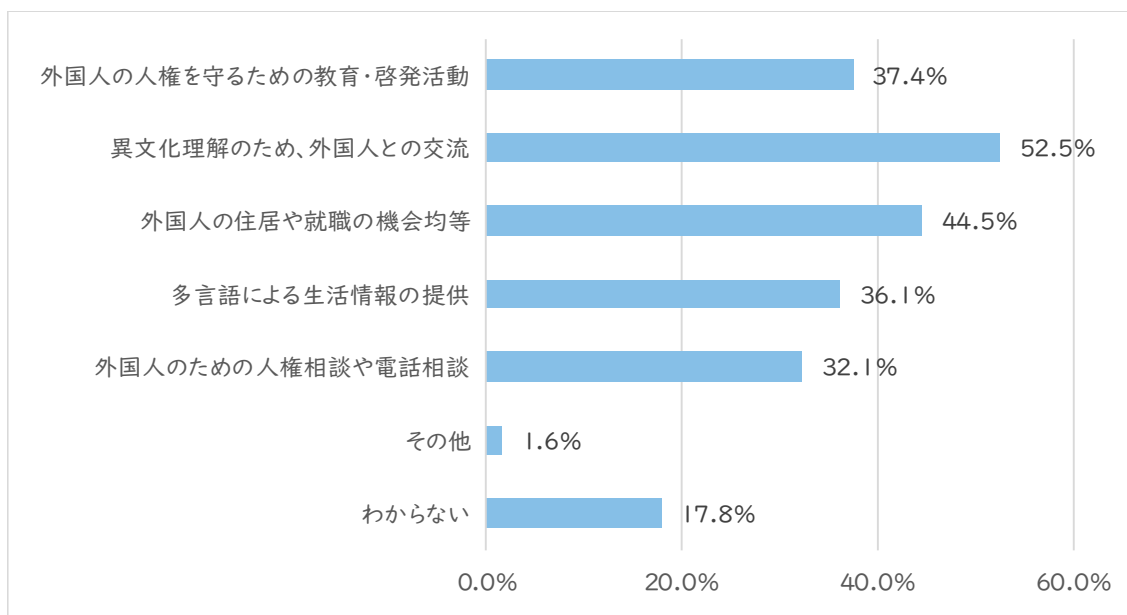
国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。

「2023年人権住民意識調査」によると「外国人の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに、「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」の割合が52.5%と最も多く、次いで「外国人の住居や就職の機会均等を確保する」44.5%、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を促進する」37.4%となっています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がマスメディアやインターネット等で大きく報道されています。こうした言動は、ヘイトスピーチと呼ばれ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、国は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を2016（平成28）年6月に施行しました。

本町においては、長年にわたり漁業実習生や各種特定技能習得者の受け入れを行っており、外国人に対する一定の理解は進んでいますが、ヘイトスピーチ解消法の制定をうけて、正しい情報の提供と啓発活動などにより、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえるまちづくりをめざして、異文化理解や外国人との交流に取り組んでいく必要があります。

図7 外国人の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【回答は3つ以内】



(2) 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図ります。

- 外国人や外国の文化と交流、国際理解の促進を図ります。
- アジアの近隣諸国について理解を深めるための知識の普及活動を行います。
- 外国人に関する相談・支援体制を充実させます。

8. 犯罪被害者等の人権について

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じるさまざまな問題（二次被害）にも苦しめられます。

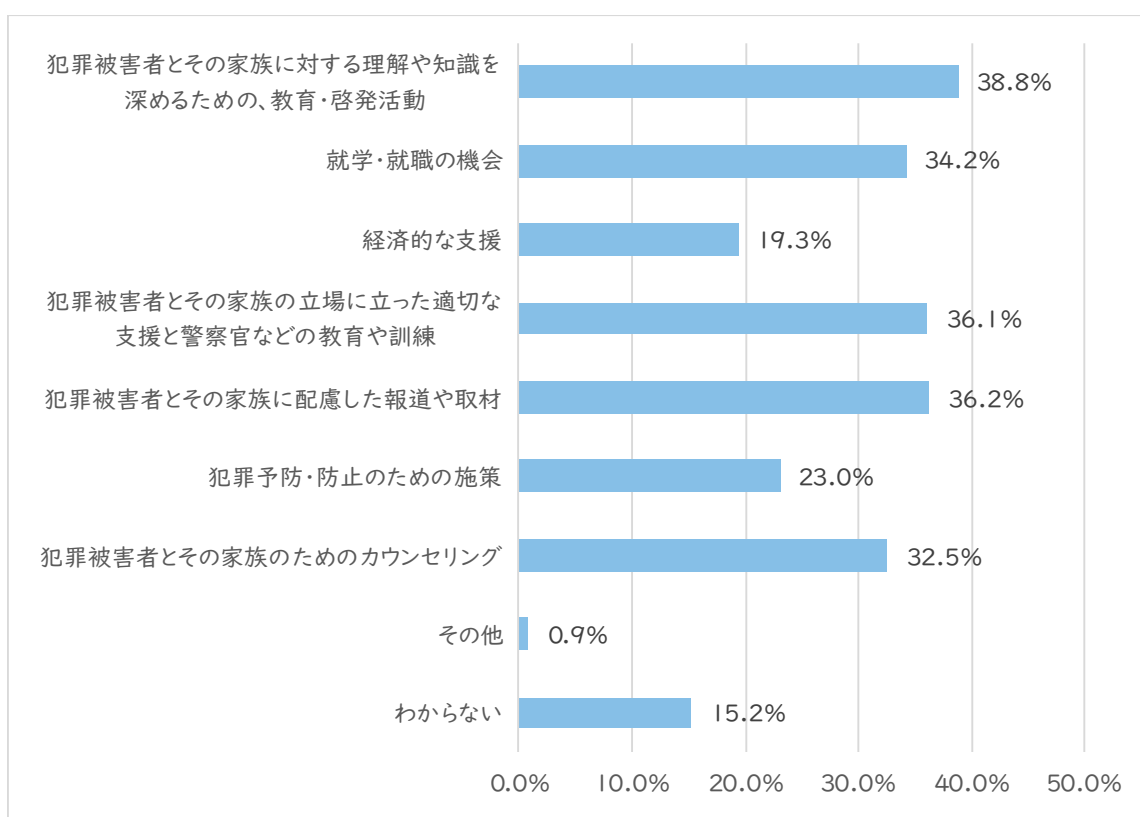
「2023年人権住民意識調査」によると「犯罪被害者とその家族の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに「犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための、教育・啓発活動を推進する」の割合が38.8%と最も多く「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」36.2%「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援と警察官などの教育や訓練を実施する」36.1%となっています。

現在、高知県内では、高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、さまざまな側面から被害者支援の充実を図るとともに「犯罪被害者ホットライン」による相談対応を行っています。また、2016（平成28）年度末には県内全市町村に「総合的対応窓口」が設置

されています。さらに、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、高知県では、2007（平成19）年に「こうち被害者支援センター」が設立されており、2020（令和2）年4月1日に施行された「高知県犯罪被害者支援条例」及び2021（令和3）年3月に施行された「犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づき、各種施策に取り組んでいます。

町としても、犯罪被害者の総合的対応窓口として、被害者等からの相談・問合せに対して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。

図8 犯罪被害者とその家族の人権を守るために、どのようなことが大切だと思いますか。
【〇は3つ以内】



（2）推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を町民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

○犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発を推進します。

○犯罪被害者等への相談・支援体制を充実させます。

9. インターネットによる人権侵害について

（1）現状と課題

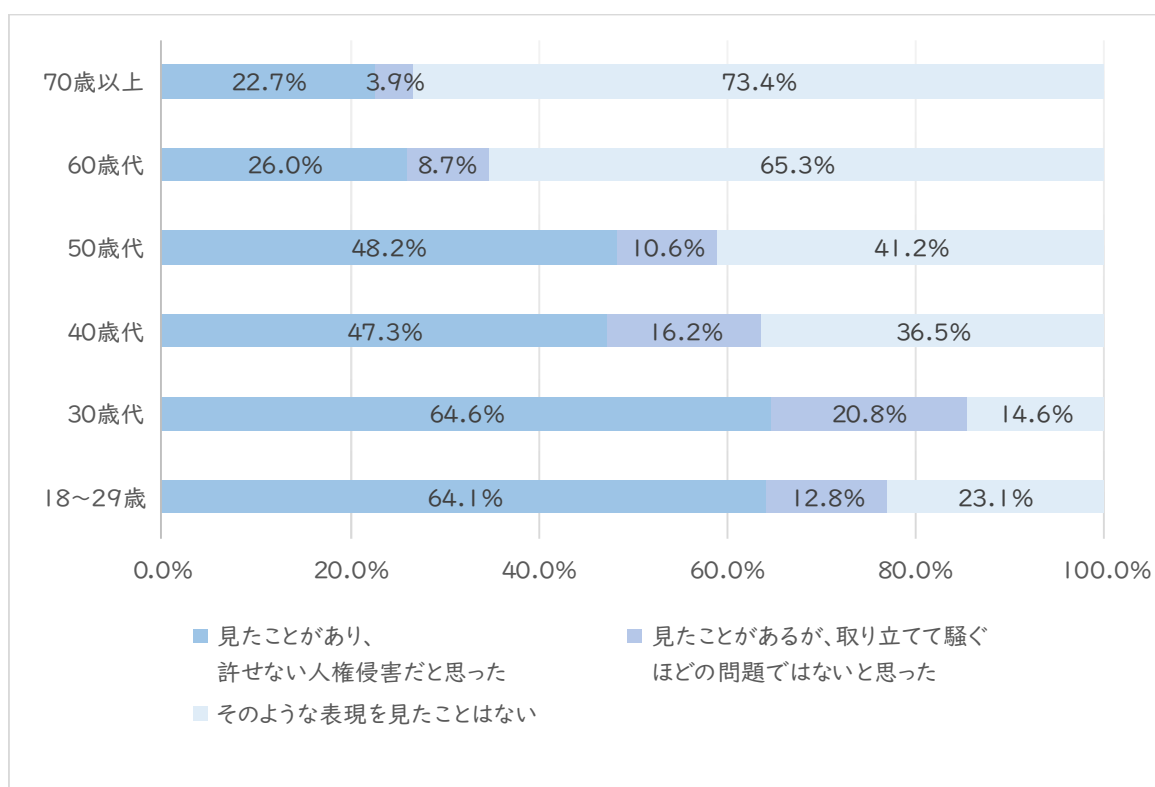
情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインター

ネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、SNSや電子掲示板に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。また、ネットワークの利用により、大量の個人情報が処理される社会となり、個人情報の不適切な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流用などの問題も生じています。

「2023年人権住民意識調査」によると「インターネット上で、他人を誹謗中傷するような表現の情報を見たことがありますか」との問いに「そのような表現を見たことはない」の割合が54.0%と最も多いが、これを年代別に見ると「見たことがあります、許せない人権侵害だと思った」は18～29歳が64.1%、30歳代が64.6%、40歳代が47.3%、50歳代が48.2%と、いずれもそれぞれの年代の全体の「そのような表現を見たことはない」を上回っています。「同和問題についての差別的な表現」についても「そのような表現を見たことがない」の割合が75.0%と最も多くなっている一方「見たことがあります、許せない人権侵害だと思った」16.7%となっています。また「見たことがあるが、取り立てて騒ぐほどのことではないと思った」の割合が8.3%となっており、インターネットからの情報を得る機会が増える中で必要な情報を探し出し、その真意や信頼性を見極め、精査し、正しく理解・分析し、目的に応じて適切に活用・発信する総合的な能力（情報リテラシー）を身に付けておくことが重要です。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図9 インターネット上で、「他人を誹謗中傷する表現」の情報を見たことがありますか。
【年代別】



(2) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

○インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動を推進します。

○インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策を周知します。

○インターネットによる人権侵害への相談・支援体制を充実させます。

10.災害時における人権について

(1) 現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする災害時における要配慮者や女性への配慮が行き届かない状況が問題となりました。避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり「女性だから」ということで、当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、2011（平成23）年12月及び2012（平成24）年9月の中央防災会議において「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。また、2023（令和5）年に「災害対策基本法」が改正され、市町村等に避難所における良好な生活環境の確保が求められるようになりました。

「2023年人権住民意識調査」によると「地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権に配慮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに、「避難所では授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保する等、要配慮者や性的少数者等に対して配慮が行き届くようにする」の割合が58.3%と最も多く、「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」43.3%「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」41.6%となっています。

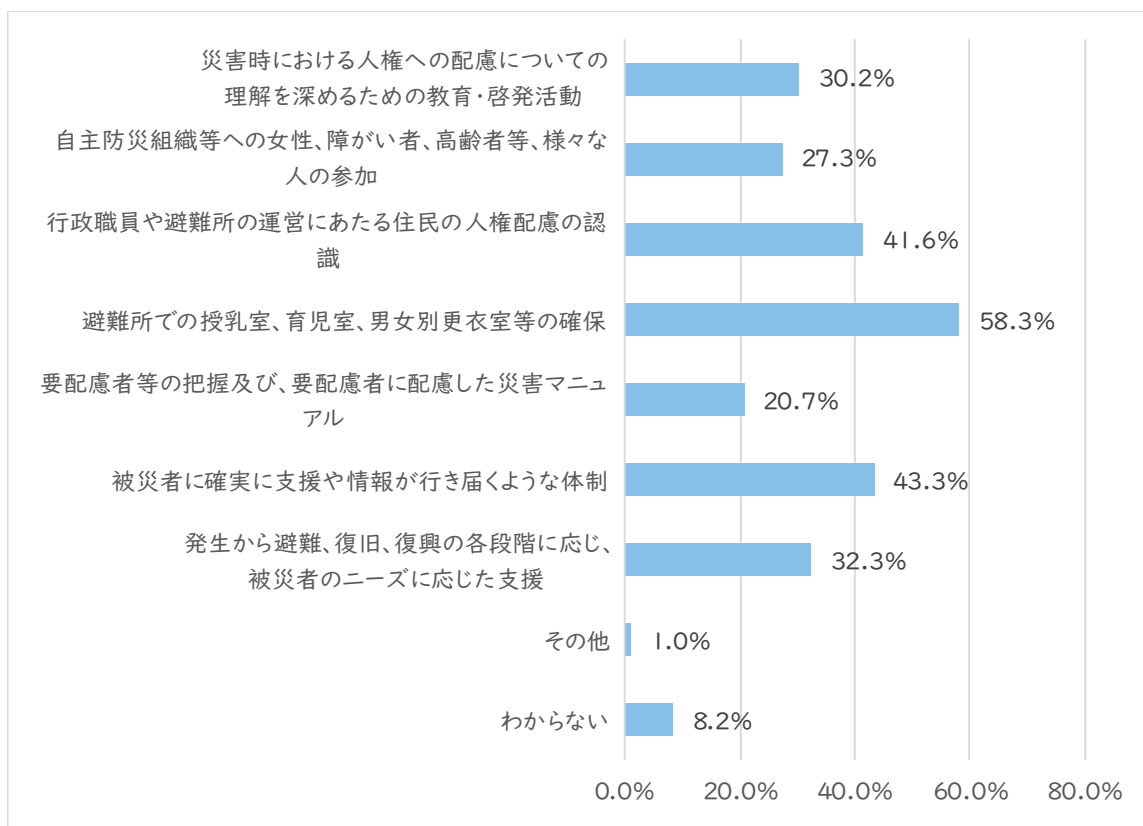
本町では近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、その内容は、最大震度が7、最大津波高が33mという厳しい数字であるため、その他の災害対策とあわせてハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、スフィア基準の理念（※）を踏まえた人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

※スフィア基準の理念とは

避難所等で支援を受ける人の権利（尊厳、安全）を重視し、公平・無差別・文化尊重のもと、支援の透明性と説明責任を果たすことです。

「我慢を強いる避難所」から「尊厳を守る避難所」へ転換し、被災者の心身の健康を守り、将来の復興への希望をつなぐために、具体的行動と指標で支援の質を高める役割があります。

図 10 「地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権に配慮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

○災害時の人権への配慮に関する教育・啓発を推進します。

○人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりを推進します。

11.LGBTQ（性的指向・性自認）の人権について

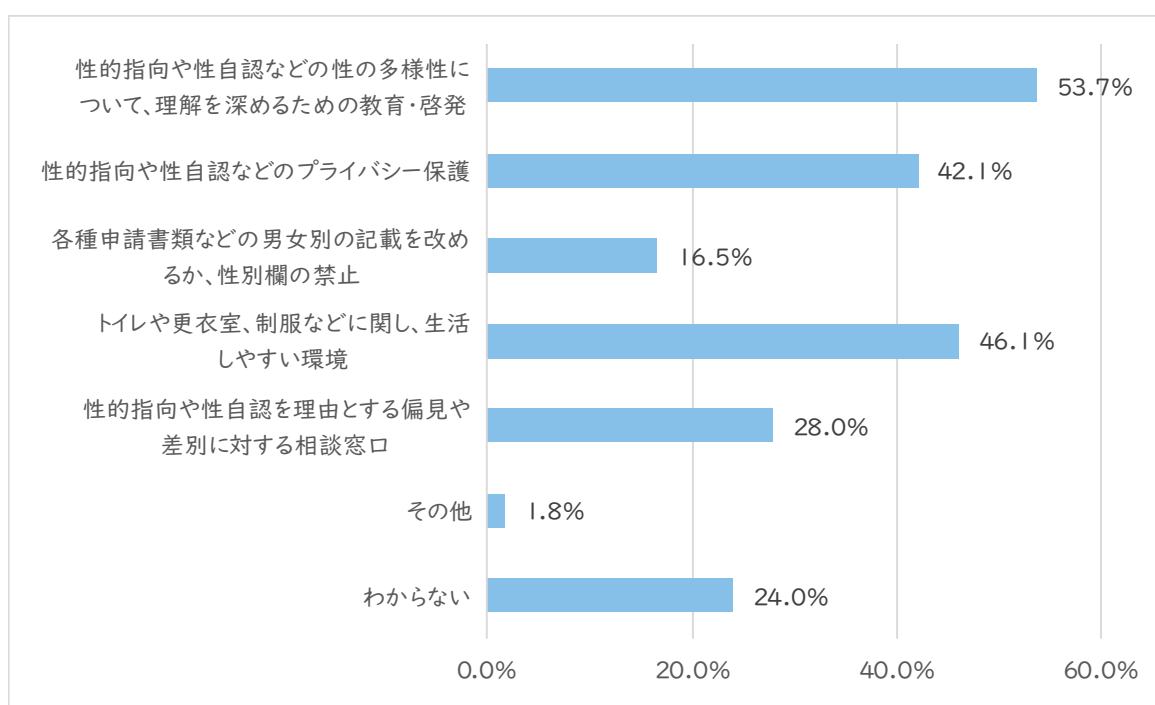
(1) 現状と課題

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）はさまざまで、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しない人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

「2023年人権住民意識調査」によると「性的指向や性自認に関して、人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つ以内】」との問いに「性的指向や性自認などの性の多様性について、理解を深めるための教育・啓発を推進する」の割合が53.7%と最も多く「トイレや更衣室、制服などに関し、生活しやすい環境を整える」46.1%「性的指向や性自認などのプライバシー保護を徹底する」42.1%となっています。

一方「わからない」と回答した人の割合が24.0%と高く、これから理解を深める取組を行う必要があり、本町では、2022（令和4）年10月1日に「黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行していることなども広く啓発していきます。

図11 性的指向や性自認に関して、人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つ以内】



(2) 推進方針

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

○性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発を推進します。

○性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制を充実します。

12.さまざまな人権課題について

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が、2019（平成31）年4月には、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し2019（令和元）年5

月に施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、さまざまな偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消をめざして、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。こうした人たちに対する偏見や差別をなくするため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、さまざまな取組が行われています。

2016（平成28）年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、2017（平成29）年12月には、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

また、同法に基づき策定した第二次「再犯防止推進計画」が2023（令和5）年3月17日に閣議決定され「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進等」、「地域による包摂の推進」等が重点課題として位置づけられました。

町においては、犯罪や非行をした人が再犯に至らないよう就労・住居・保健・医療・福祉等に関する具体的施策の推進を意図し2023（令和5）年度から2028（令和10）年度での計画で「黒潮町再犯防止推進計画」を策定しました。本計画は「黒潮町地域福祉計画」に包含し、刑を終えて出所した人の社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

(4) ホームレス

自立の意思がありながら、さまざまな事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002(平成14)年に策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動や人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することなどが盛り込まれています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

(5) 人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人(特に女性)が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府が一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策をさらに推進するため、2004(平成16)年に「人身取引対策行動計画」2009(平成21)年に「人身取引対策行動計画2009」、2022(令和4年)12月には「人身取引対策行動計画2022」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

(6) 職場におけるハラスメント、その他の人権課題

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。ハラスメントは、身近な職場の問題であり、時として、企業の価値に大きくかかわってきます。

法律で規定されている職場におけるハラスメントには他にも育児・介護休業法で育児休業・介護休業・子どもの養育・家族の介護に関するハラスメントがあります。

職場でのさまざまなハラスメントについては、労働者の人権を守るため、行政機関や企業等において、ハラスメント問題の認識を深める啓発・研修や、相談窓口の設置などの取組が行われています。

また、その他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取組が行われています。

第5章 推進体制

1. 町の推進体制

町が行うすべての業務について、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。このため、町のあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

また、外部の有識者で組織する「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」などの意見を踏まえ、庁内組織「黒潮町人権施策推進委員会」を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 全庁的な推進組織の構築

町行政組織の中で人権施策に関する業務については、各課共通業務といたします。

そのうえで、黒潮町人権施策推進委員会を基軸にして、黒潮町人権施策推進基本方針に基づき、総合的かつ効果的な施策の推進に努めるとともに「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」の意見や提言を踏まえ、基本方針の適切な進行管理に努めます。

また、町職員の人権感覚を常に鋭敏に保つため、研修リーダーの育成、職員人権研修の実施などを通じて、組織的に研修体制の整備を図ります。

(2) 町民館機能の充実

町民館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして大方・佐賀地区両町民館が相互に情報交換・連携しながら、生活上の各種相談業務や人権課題の実態把握・解決、自立支援のための各種事業を総合的に行っていきます。また、関係機関との連携を図り、人権にかかる調査研究や啓発資料の開発、作成、保管に努めます。さらに、人権啓発の拠点施設として、学習会等の開催により、積極的に啓発事業を進めます。

2. 関係行政機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村ともにそれぞれの立場から、さまざまな取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化していくことが必要です。

このため、法務局や人権擁護委員などの国の機関、高知県の人権に関する窓口、市町村等で構成する人権啓発ネットワーク協議会との連携を強化し、効果的な人権啓発活動を進めます。

3. NPO、各種団体との協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、各種団体やNPO、企業などの自主的、主体的な活動は不可欠であり、町がこれらの活動との密接な連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。また、本方針に沿った人権施策の推進を図るために、人権問題に取り組む各種団体、NPO、企業などとの意見交換を積極的に行います。

人権問題に取り組むうえで最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権を擁護するシステムを構築することです。とりわけ、差別や偏見に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する各種団体、NPO、企業などの取組には大きな意義があります。人権問題の解決のためには、これらの団体などをはじめ社会全体でネットワークを構築して取り組むことが重要です。ネットワーク化にあたっては、それぞれの組織の自主性を尊重しつつ機能的に役割を分担して、その特性を活かし協働して取り組みます。

4. 町民に期待される役割

人権が尊重される社会づくりの実現のためには、町民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されています。お互いを認め合い、

思いやることができるよう、人権意識を高め、日常生活の行動に根付かせていかなければなりません。

このように、人権問題はまさに、一人ひとりの心の問題であり、生涯を通じて、常に学習していく姿勢が求められています。町民各自の主体的な行動によって、笑顔に満ちた人権文化豊かな町づくりをめざしましょう。